

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

安全で安定した漁業環境づくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

大分県

3. 地域再生計画の区域

高田港（豊後高田市）及び今津漁港（中津市）の区域

4. 地域再生計画の目標

高田港及び今津漁港は、北に豊前海を望み、背後に広大な平野が広がる大分県の北部に位置している。豊前海には大小8つの河川が流入しており、その河口域には日本三大干潟のひとつにも数えられる3,000haにも及ぶ広大な干潟域が形成されている。また、沖合に向けてはゆるやかな傾斜を持ち、距岸10kmで水深15m前後、距岸15kmで水深23m前後の遠浅の地形となっている。

この地形を活かし、干潟域では主にアサリを主対象とする採貝業やノリ養殖業が営まれ、沖合の浅海域では主にエビ類やカレイ類を主対象とする刺網、小型底曳網、小型定置網等の沿岸漁船漁業が営まれ、中津市の代表的料理の素材である「はも」も水揚げされている。また、豊前海の代表的な水産物であるガザミの全国有数の生産地になっている。

しかしながら、その地形の特性により沿岸にある港や漁港では、航路や泊地は慢性的に埋塞し、漁船等小型船舶の安全な航行、安定した漁業活動に支障が生じている状況にある。

高田港においては、航口部の慢性的な埋塞が原因により、出漁機会が制限されており、漁業活動に支障をきたしている。航口部の埋塞を防止するために、防砂堤を整備し、安全で安定した漁業活動の確保を図る。

今津漁港においても、航路の水深が不足していることから出漁機会が制限されたり、泊地の水深が不足していることから漁船のスクリュー等の損傷事故が生じたりと漁業活動に支障をきたしている。このため、今津漁港においては防砂堤等の整備を行い、出漁機会の増加を図り、浚渫を行い漁業活動の安全性の向上に努める。

これらの安定した漁業活動の確保は、漁獲量の増加に繋がり、豊前海で獲れる新鮮な魚介類を市場へ安定して供給することを可能とする。

また、併せて地場産業を活性化させるための施策として、当地域で漁獲される

「はも」を素材としたシュウマイやふりかけなどの製品開発に取組み、官民一体となって、あらゆる機会でこれらのPRを実施する。これにより、中津市の代表的な料理である「はも料理」の普及促進を図り、「はも」の消費拡大及び地場産業の活性化を目指す。さらに、「はも料理」を観光資源の一つと捉え、地域の観光振興のために活用し、都市との交流を図っていく。

(目標1) 高田港における漁船等の安全性の向上

(年間出漁日数 200 日) H16 年度実績 125 日

(目標2) 今津漁港における漁船等の安全性と作業性の向上

(年間出漁日数 200 日) H16 年度実績 160 日

(出漁準備等作業時間 0.3 時間) H16 年度実績 0.5 時間

(目標3) 豊前海から漁獲される「はも」を素材とした特産品開発等による

「はも料理」の普及促進

(中津市内「はも料理」取扱店での年間「はも」消費量 1割増加)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

高田港の航口部に防砂堤を整備することにより、航路の埋塞を防止し、併せて埋塞の進んだ航路の浚渫を行うことで、安全で安定した漁業活動の確保を図る。

現在、実施中である今津漁港の整備については、防砂堤の整備により航路の埋塞を防止し出漁日数を増加させることで安定した漁業活動を支援する。また、泊地浚渫により水深を確保することで漁船の損傷事故等を防ぎ漁業者の貴重な財産を守り、さらに浮桟橋設置・用地舗装を行うことで出漁準備、陸揚作業の軽労化を図り、加えて、ふ頭内に道路整備を行うことで、出漁準備と車両通行の場を分離することにより、漁民の安全な就労環境を実現し、安全で快適な漁業活動を確保する。

また、当地域で漁獲される「はも」を使った製品を開発し、特産品を拡大させることで地場産業を活性化させ、「はも料理」を活用した観光の振興により都市との交流を図る。

5-2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業

港整備交付金を活用する事業

【施設の種類と事業主体】

- ・ 港湾施設（高田港） 大分県
- ・ 漁港施設（今津漁港） 大分県

【整備量】

- ・ 港湾施設・・・防砂堤、航路
- ・ 漁港施設・・・防砂堤、泊地、浮桟橋、用地舗装、道路

【事業期間】

- ・ 港湾施設 平成 19 年度～平成 22 年度
- ・ 漁港施設 平成 18 年度～平成 22 年度

【事業費】

- ・ 総事業費 1,030,000 千円
 - 港湾施設 530,000 千円（うち交付金 212,000 千円）
 - 漁港施設 500,000 千円（うち交付金 250,000 千円）

※なお、上記事業の整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

5－3 その他の事業

地域再生法による特別な措置を活用するほか、「安全で安定した漁業環境づくり」を達成するためには、地場産業の活性化が不可欠であることから、当地域で漁獲される「はも」を素材としたシュウマイやふりかけなどの製品開発に取組む。そして、各種イベントや平成 18 年 3 月に東京銀座に開設される大分県のフラッグショップでこれらの P R を実施し、中津市の代表的な料理である「はも料理」の普及促進を図る。さらに、観光振興を図るため「はも料理」を観光資源の一つと捉え、中津の城下町や宇佐神宮、耶馬溪の紅葉などとともに県北地域の P R に活用する。

6. 計画期間

平成 18 年度～22 年度（5 ヶ年）

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4 に示す数値目標に照らし状況を調査、評価する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図り、施設の整備状況等について評価・検討を行う。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし